

議案第24号

基山町手数料条例の一部改正について

基山町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町手数料条例の一部を改正する条例

基山町手数料条例（昭和63年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から37の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カードの取得促進を図ることを目的に、個人番号通知カードが廃止されたため、基山町手数料条例を改正する必要がある。

令和2年6月12日原案可決